須崎市立図書館雑誌スポンサー募集要領

１　雑誌スポンサー募集の目的

雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に活用してもらうことにより、当該民間事業者等の社会貢献の機会の創出及び事業活動を促進するとともに、図書館の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

２　雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。

また、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

３　雑誌スポンサー及び広告の対象

（１）雑誌スポンサーは須崎市公式ホームページ広告掲載要綱第２条第１項各号の基本原則に沿った広告を掲載してください。

（２）広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、須崎市公式ホームページ広告掲載要綱第２条第１項各号に反するもの及び第４条第１項各号に該当するものは対象としません。

４　対象とする雑誌

図書館長が定める「雑誌リスト」から選定していただきます。

５　広告の規格・表示方法

（１）提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名の表示とし、図書館が作成します。

表示サイズ 縦４センチ、横１３センチ以内

貼付位置 最新号カバー底辺から４センチ以上上部の中央

（２）最新号カバーの裏面に広告チラシを１枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は申込者が作成してください。

（３）広告を表示できる期間は契約期間内の発行雑誌とし、広告の内容については随時変更することができるものとします。ただし、広告の内容を変更する場合は、事前に教育長の承認が必要となります。また、広告の表示開始は、支払い確認後とします。

（４）雑誌の配架位置は図書館長が決定します。

６　広告の期間

広告の期間は原則として１年間（４月１日～翌年３月３１日）とし、年度の途中からの場合は教育長が表示を決定した月の翌月から３月３１日とします。ただし、期間満了の２か月前までに、教育長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に１年間更新するものとし、その後も同様とします。

７　申込みの受付

申込みは随時受付します。

８　申込者の選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、広告内容及び申込者の要件を審査の上、雑誌スポンサーを決定します。

９　申込方法

須崎市立図書館雑誌スポンサー申込書（別記様式第１号）に必要事項を記入し、図書館に持参、郵送又はファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

１０　契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書によって契約を締結します。

１１　提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供して頂く雑誌代金の支払いは、教育長の指定する雑誌納入業者に直接お支払いください。

（１）支払いは一括前払いとし、価格変動によって過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。その際は、教育長の指定する雑誌納入業者から連絡があります。

（２）振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

（３）雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、教育長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

附 則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。